

第 490 回岐阜地方最低賃金審議会議事録

令和 7 年 8 月 2 1 日（水）岐阜合同庁舎 5 階 共用第 1 会議室

中家室長	<p>定刻となりました。</p> <p>本日は御多用のところ、また暑い中にもかかわらず、第 490 回岐阜地方最低賃金審議会に御出席賜り厚く御礼申し上げます。</p> <p>本日は使用者側代表の松野委員が欠席です。</p> <p>委員 15 名のうち、公益委員 5 名、労働者代表委員 5 名、使用者代表委員 4 名の計 14 名が出席され、全委員の 3 分の 2 以上の出席となっており、最低賃金審議会令第 5 条 2 項の定足数を満たしており、本審議会は有効に成立しておりますことを御報告いたします。</p> <p>また、本審議会は公開審議としており、5 名の方が傍聴されています。</p> <p>それでは、ここからは会長に進行をお願いします。</p>
栗山会長	<p>これより第 490 回岐阜地方最低賃金審議会を開催いたします。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p>議題 1 「岐阜県最低賃金の改正決定について」です。</p> <p>専門部会で結論が出ておりますので、専門部会部会長の宮坂委員から報告をお願いします。</p>
宮坂委員	<p>それでは御報告申し上げます。</p> <p>7 月 1 日、岐阜労働局長から岐阜県最低賃金改正決定の諮問を受け、専門部会が設置されました。</p> <p>7 月 30 日、第 1 回専門部会を開催し、8 月 8 日の第 3 回専門部会において、中央最低賃金審議会から最低賃金改定の目安「B ランク（岐阜県）63 円」が伝達され、8 月 19 日までに 5 回の専門部会を開催し、審議を重ねてまいりました。</p> <p>労働者側委員からは、食料品をはじめとする物価高が続く中、労働者の生活が労働者の生活が厳しさを増していること、とりわけ最低賃金近傍で働く労働者の暮らし</p>

	<p>は極めて厳しい状況であること、また、岐阜県は近隣の愛知、三重と比べ、地域間額差があり、労働力確保という課題があるとの御主張でした。</p> <p>使用者側委員からは、最低賃金を引き上げる必要性は認めるものの、中小、小規模事業者の現状から、急激に大幅な最低賃金引上げには、その影響を十分配慮したものでなければならず、最低賃金の改正の三要素に基づいた議論が必要で、目安ランクのBランクと決まった資料の総合指標などから慎重な検討を主張されました。生計費については、消費者物価指数の捉え方についても数か月といった短期的なものではなく、もっと長期的に、指数についても上昇率ではなく指数そのものを捉える必要があるとの御主張でした。</p> <p>金額については、労働者側は当初 80 円引上げを主張、その後 66 円、65 円と引上げ額の歩み寄りを見せ、一方、使用者側も 49 円引上げの主張から 61 円引上げと歩み寄りが示されました。</p> <p>その後も双方の主張、御意見を伺い、十分に協議を重ね、双方ともに議論が尽くされたと判断し、最終的には公益側から目安額プラス 1 円の 64 円引上げ、1 時間 1,065 円の金額案を提示したところ、労働者側、使用者側双方から理解を得るに至りました。</p> <p>その結果、一昨日 8 月 19 日の第 5 回専門部会において公益委員が提示した案について全会一致で決議されたので、専門部会報告書を作成いたしました。</p> <p>以上が専門部会における審議の概要です。</p> <p>それでは、事務局で専門部会報告書の写しを配布し、読み上げをお願いします。</p>
事務局	(専門部会報告書の写しを配布)
安藤 室長補佐	では、読み上げます。 (専門部会報告書を朗読)

宮坂部会長	<p>専門部会の結論はただ今の報告書のとおりです。</p> <p>なお、専門部会において、使用者側委員から最低賃金引上げに向けた支援施策等並びに最低賃金法第21条に基づく「建議」について御要望がありましたので、併せて報告させていただきます。</p>
栗山会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただ今の専門部会の結論、「岐阜県最低賃金については時間額 1,001 円を 64 円引上げ 1,065 円とする。発効日は令和 7 年 10 月 18 日」とすることにつきまして、御意見がございましたら伺います。</p> <p>まず、労働者側委員いかがでしょうか。</p>
栗本委員	異議ございません。
栗山会長	使用者側委員はいかがでしょう。
澤村委員	異議ございません。
栗山会長	<p>それでは、当審議会においては、専門部会の決議を尊重し、報告書のとおり答申したいと思いますが、よろしいでしょうか。</p>
各委員	(異議なし)
栗山会長	<p>全会一致と認めます。</p> <p>それでは、事務局は答申案を準備してください。</p>
事務局	(答申案を配布)
栗山会長	事務局で答申案を読み上げてください。
安藤 室長補佐	<p>では読み上げます。</p> <p>(答申案朗読)</p> <p>なお、別紙 1 及び別紙 2 は専門部会報告書と同文ですので省略します。</p>
栗山会長	この答申案でよろしいでしょうか。

各委員	(異議なし)
栗山会長	では案文のとおり答申することといたします。 事務局で答申文を用意してください。
事務局	(答申文を会長に手渡す)
	(会長、局長が会場の中央へ進む)
栗山会長	では、答申します。
	(会長から局長に答申文を手渡す)
原田局長	<p>ただ今、全会一致による答申をいただきました。</p> <p>委員の皆様におかれましては、これまで慎重かつ精力的に調査審議を重ねていただきましたことに改めてお礼を申し上げます。</p> <p>全会一致ということをごさいますて、公益委員の方々の御尽力、それから労働者側、使用者側各委員の御決断に改めて敬意を表するところでございます。大変ありがとうございます。</p> <p>早速ですが、本日答申をいただきましたので、所定の手続を進めまして、速やかかつ円滑な施行、履行確保に向けた準備を進めたいと思っております。</p> <p>本日はありがとうございました。</p>
栗山会長	<p>それでは議事を続けます。</p> <p>先ほど専門部会長から報告がありました、最低賃金引上げに向けた支援施策等について、最低賃金法第21条に基づく「建議」を行う方向で進めることについて、賛否の御意見をお伺いします。</p> <p>労働者側委員、いかがでしょうか。</p>
栗本委員	この「建議」につきましては、労働者側としても賛同するところです。
栗山会長	ありがとうございます。 使用者側委員はいかがでしょうか。

澤村委員	支援策の件につきまして、よろしく申し上げます。
栗山会長	<p>それでは、御賛同をいただきましたので、そのように進めてまいります。</p> <p>議題 2 に入る前に事務局にお尋ねしますが、このまま続けてよろしいでしょうか。</p>
中家室長	<p>議題 2 の審議に当たり、意見陳述される方をお呼びしておりますが、集合を待ちたいと思いますので、10 時 20 分まで休会を提案します。</p>
栗山会長	<p>意見陳述人の方がお集まりになっていないようですので、一旦休会といたします。</p> <p>10 時 20 分再開ということをお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、一旦休会といたします。</p>
	(休会)
栗山会長	<p>それでは再開いたします。</p> <p>議題 2 「特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について (答申) 」です。</p> <p>諮問のありました 3 件の特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について審議を行います。</p> <p>まずは事務局から資料の説明をしてください。</p>
安藤 室長補佐	<p>7 月 14 日付けで労使双方から御推薦いただきました 3 業種の関係団体等に対し、特定最低賃金の改正決定の必要性に関する意見書の提出を依頼したところですが、昨日までに電機、自動車、航空機の労使双方の関係団体から意見書の提出がありました。</p> <p>順に改正決定の必要性の有無に係る部分のみ読み上げさせていただきます。</p> <p>資料 1 (1 ページ) 電機労働者側意見、マクセルフロンティア労働組合。</p> <p>(資料 1 の 2 の部分を朗読)</p> <p>次に資料 2 (3 ページ) 電機使用者側意見、メルコエ</p>

	<p>アテクノロジー株式会社。 (資料 2の2の部分を朗読) 次に資料 3(5ページ)自動車労働者側意見、カヤバ労働組合。 (資料 3の2の部分を朗読) 次に資料 4(7ページ)、自動車使用者側意見、岐阜車体工業株式会社。 (資料 4の2『「岐阜県自動車・同附属品製造業最低賃金」の改正決定の必要性の有無に関する意見について』の部分を朗読) 次に資料 5(9ページ)航空機労働者側意見、ケージエム労働組合。 (資料 5の2の部分を朗読) 次に資料 6(11ページ)航空機使用者側意見、川崎岐阜協同組合。 (資料 6の2の部分を読み上げ) 以上です。</p>
栗山会長	<p>それでは、最初に労働者側委員から御意見を伺います。3業種まとめて発言をお願いします。</p>
栗本委員	<p>特定最低賃金設定業種については、我が国の主要産業でありますし、同時に岐阜県においても同様であるとの認識しております。適正な金額に向けての金額改正を強く求めたいと思います。</p>
栗山会長	<p>使用者側委員はいかがでしょう。3業種まとめて発言をお願いします。</p>
澤村委員	<p>特定最低賃金につきましては、私ども産業界の方の御意見を伺って、本日回答をしっかりとさせていただきたいと思います。以上です。</p>
栗山会長	<p>参考人の意見を聞いてからということでしょうか。</p>
澤村委員	<p>回答ですかね。</p>
栗山会長	<p>改正決定の必要性についての御意見を。</p>

澤村委員	改正決定の必要性についてですかね。
栗山会長	それぞれ3業種ですね。
澤村委員	本日陳述いただく方の意見を聞いた後にそれぞれ回答させていただきます。
栗山会長	わかりました。それでは参考人による意見陳述をお願いしたいと思います。 それでは事務局から説明をお願いします。
中家室長	まず、陳述人の方の紹介をさせていただきます。 「電機」につきましては、労働者側委員から御推薦がありました、三菱電機労働組合中津川支部委員長仲野利明様、使用者側委員から御推薦がありました、メルコエアテクノロジー株式会社代表取締役社長馬井祥幸様、「航空機」につきましては、労働者側委員から御推薦がありました、ケージーエム労働組合執行委員長赤尾智行様、使用者側委員から御推薦がありました、川崎岐阜協同組合専務理事宮脇克弥様、以上4名にお越しいただいております。 本日は「電機」から労働者側、使用者側の順で、続いて「航空機」の労働者側、使用者側の順でお願いしたいと思います。
栗山会長	それでは事務局は準備をお願いします。
事務局	(参考人陳述席の設置)
栗山会長	事務局は「電機」の労働者側参考人の御案内をお願いします。
事務局	(参考人案内)
栗山会長	それでは、参考人の方は氏名、所属を名乗られてから、10分以内で御意見を述べてください。よろしくお願いいたします。
仲野参考人	仲野利明といたします。所属は電機連合になります。よろしくお願いいたします。

必要性の有無に関する意見を述べさせていただきます。

岐阜県の電機産業が今後も成長し続けるためには、働くすべての労働者が安心して、やりがい、働き甲斐を持って仕事に従事でき、また優秀な人材を継続的に確保していくことが大切であると考えております。

電機連合のアンケート調査では、収入は増えたが生活は未だ苦しいといった回答が多く、今年の春闘では一定の成果を上げられている点はございますが、まだまだ賃金水準改善が必要と考えております。また、産業別最低賃金は未組織労働者を含む電機産業に働く労働者の賃金を底支えする役割を果たすだけでなく、事業の公正競争を確保し、雇用の安定と産業の発展に大きく寄与するものであると考えております。岐阜県における電機産業の特定最低賃金については、同じ県内の自動車や航空機との比較、また、近隣県の電機産業との比較でも低く、労働者の不安払拭や電機産業の魅力を高め、人材を確保する観点からも改善が必要であると考えております。賃金改善と併せて人材確保といった点でも重要であると考えておりまして、将来の人員確保も見据えて岐阜県の電機産業の従事者が自己の成長を感じ、ものづくりの魅力を感じられるよう岐阜県全体での取組をお願いさせていただきたく、この辺りは継続して定期的な意見交換を実施させていただきたいと思っております。これらの状況を踏まえ、計画的かつ継続的に他産業及び近隣県や地域別最低賃金とのバランスをも見据えた賃金の引上げが不可欠であると考えておりますので、電機産業の現状と今後について労使で論議共有の場を設けて、さらなる電機産業の発展につなげていくためにも、賢明な判断をいただくことを要望させていただきます。以上です。

栗山会長

ありがとうございました。ただ今の御意見について、委員の皆様から御質問等がありましたらお願いします。

各委員	(意見なし)
栗山会長	ありがとうございました。 事務局は御案内をお願いします。
事務局	(参考人退席案内)
栗山会長	事務局は「電機」の使用者側参考人の御案内をお願いします。
事務局	(参考人案内)
栗山会長	それでは、参考人の方は氏名、所属を名乗られてから、10分以内で御意見を述べてください。よろしくをお願いします。
馬井参考人	<p>馬井祥幸と申します。メルコエアテクノロジー株式会社で代表を務めております。</p> <p>メルコエアテクノロジーというのは、この4月1日に中津川市の電機関係のメーカー3社が経営統合して発足した会社です。ちょっとなじみがないかもしれませんが、それも踏まえましてお聞きいただければと思います。</p> <p>まずは、我々電機業界の状況ということでお話し申し上げますと、国内の影響と海外の影響と二つに分けてお話ししますと、まずは国内では皆さん御承知のとおり、人手不足というのが顕著で、これは需要側も供給側もそれなりに影響を受けています。お客さんは減る、それで作る方も減る、です。それと物の値上がり、エネルギー、素材の値上がりというのも相当に効いて、この部分は値上げ、価格転嫁というところで、相当に今は認めていただけるような状況にはなっていますが、ただ、それに伴って、結果お客様の需要が減る、値段が上がったけどお客様の需要が減ることであったり、あるいは人手不足とも絡みますけど、納期が遅れて結果的に受注が減るということは実際既に起こっております。</p> <p>海外の影響というのに目を向けるとすると、特にアメリカの関税の影響であったり、それに関連して特に中国</p>

からを中心としてレアアースが入りにくいとか、そういうことによって需要側、供給側に両方影響しています。実際、関税は事前にお渡しした意見書には先行き不透明というような書き方をしていますが、現実には既に影響が出始めています。要はそれによって結果的に受注を控えるとか、工期を遅らせてとか、あるいは数を減らしてとか、そういった影響が出ているというようなことがあります。特に需要側が相当に大きな影響が出ています。

供給側ももちろん、社会的に全てそうですけど、団塊ジュニアの50代前半をピークに、私どもの会社もそうですけど、どんどん人は減っていています。このままですと10年で6%、7%くらい世代ごとに人が減っているのので、今のサプライチェーンをキープしようとしたら、それだけの生産性を上げないといけないというのは、直近の大きな課題になっています。

そういったこともあって、冒頭申し上げたように、私どもの会社はこの春に、人手不足の課題であったり、サプライサイドの課題であったり、あるいはシナジーでもって新しい関係を作らなければならないということも含めて、電機業界の関係ですけど、それぞれ違う事業をやっていた会社が経営統合して、その中で人をどういうふうに有効活用していくかと、例えば管理部門で余った人をどういうふうに生産部門に振り向けるかとか、そういったことを考え始めて動き始めたところです。これは正しく今の世の中でも危機管理に対応したアクションだと受け取っていただければと思います。

今回、もう1点、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金についてということについてですが、今申し上げた状況を鑑みまして、特に価格転嫁と先ほど申し上げましたけど、中小企業は価格転嫁はどうしても2番手、3番手になります。大きな会社がある流れを作って、大きな会社が価格転嫁できた、あるいは見通しが立ったあと、それに応じて我々の価

	<p>格転嫁を認めていただけるという流れになって、ちょっと残念ながらコストアップに対して認めてはいただけるものの、時間がかかります。そういった意味で、今回目安として岐阜県は64円の最低賃金アップと伺っておりますけども、従来と比べて6%ですので、この6%生産性をこっちでどういうふうに上げて、そのタイムラグを乗り切っていくというのは重大な課題であると思っております。</p> <p>さらに、岐阜県では航空機、自動車、電機と特定最低賃金の設定が過去にはございましたけど、電機は少なくとも岐阜県においては他の2つの産業に比べて強みのある産業、優位性がある産業という認識はできないと考えています。実際、経済産業省の地域未来投資促進法なんかで岐阜県で指定された成長産業というのは、輸送用機械器具関連ということで、電機関連は残念ながら外れています。実際岐阜県にいる人間としては悔しい話ではあるのですが、電機をこと取り上げて特定最低賃金を設けるといふことには、少なくともそういう御時世ではないというのが我々の認識です。従いまして、今回の改正決定の必要性はないという判断をしております。以上です。</p>
栗山会長	ありがとうございます。ただ今の御意見について、委員の皆様から御質問等がありましたらお願いします。
各委員	(意見なし)
栗山会長	ありがとうございます。 事務局は御案内をお願いします。
事務局	(参考人退席案内)
栗山会長	事務局は「航空機」の労働者側参考人の御案内をお願いします。
事務局	(参考人案内)
栗山会長	それでは、参考人の方は氏名、所属を名乗られてから、10分以内で御意見を述べてください。よろしくお願

	<p>ます。</p>
<p>赤尾参考人</p>	<p>ケージエム労働組合で執行委員長をしております赤尾智行と申します。</p> <p>私からは航空機・同附属品製造業最低賃金の改正の必要性について意見陳述をさせていただきます。</p> <p>2024年12月に国際航空運送協会（IATA）は2025年の航空業界全体の収入額が1兆70億ドルとなり、2024年の9940億ドルを上回って、初めて1兆ドルを突破するとの見通しを示しました。</p> <p>日本の2024年度の航空機生産額は日本航空宇宙工業会によると総額で前年比3751億円、22.2%増の2兆619億円と、過去最高になりました。2025年度については、防衛、民間全分野の旺盛な需要を背景に、航空機生産額が2兆円を超える規模となることを見込まれています。一方、持続的な成長を担保するための人材確保が課題となっています。</p> <p>弊社においても、抜本的な防衛力強化に向けた国内調達予算の増加により、大幅な需要増となる見通しであり、民需部門においても旺盛な需要を背景に、売上の拡大傾向が続く見通しであるが、人材不足は深刻な問題となっており、弊社では、今年度新入社員において、県内での採用がままならず、近隣まで募集範囲を拡大しており、人材不足問題は待ったなしの状況であります。</p> <p>私たち航空機産業の発展のためには、優秀な人材の確保が必須であり、そのためにも産業としての魅力を高めていかねばならず、産別最賃は必要不可欠です。そのための価格転嫁などの取引適正化に向けた取組は政府、事業者団体、企業の中で積極的に推進され、価格転嫁と最低賃金の引上げは同時並行して取り組むべきであると考えます。</p> <p>産別最賃の引上げがなされなければ、産業としての魅力が薄れ、人材確保に支障を来すことになり、結果として</p>

	<p>人員構成の歪みが生じ、技能、技術の伝承に支障を来すこととなります。ものづくり産業においては、技術、技能を確実に伝承していくことが重要であり、適切な産別最賃が必要です。航空機産業は、先進技術と高度な素材、部品を集約し、システムとして統合する高付加価値の技術先導産業であり、高度な専門性や高い熟練度を必要とします。加えて産別最賃は未組織労働者を含む航空機産業に働く賃金を底支え役割を果たすだけでなく、事業の公正競争を確保し、中長期的に雇用安定と産業の発展に大きく寄与するものです。</p> <p>厚生労働省から、6月に発表された一般職業紹介状況にて、製造業の有効求人倍率をみると、2025年5月は1.62倍となっており、職業計の1.16倍を上回っている。製造現場においては、技能職の働き手を欠かすことが出来ず、その担い手には主に高卒者が中心となっているが、2025年春に卒業した高校生の求人倍率は3.91倍と、統計を取り始めた1987年以降最も高くなっています。さらには、全国工業高等学校長協会の卒業者に係わる状況調査によれば、2023年度の工業高校の求人倍率も27.2倍と過去最高となっている。高卒者を取り巻く雇用環境はまさに売り手市場となっており、人材の確保定着に向けて、魅力ある労働条件を構築し、その獲得した人材が定着できるよう、さらなる産業魅力出しに努めていく必要があります。以上のことから、改めて航空機産業の現状と今後について労使で議論を共有する場を設け、航空機産業の持続的発展につなげるためにも、活発かつ真摯な議論を行われることを強く希望します。</p> <p>以上です、よろしくお願いいたします。</p>
<p>栗山会長</p>	<p>ありがとうございました。ただ今の御意見について、委員の皆様から御質問等がありましたらお願いします。</p>
<p>各委員</p>	<p>(意見なし)</p>

栗山会長	<p>ありがとうございました。 事務局は御案内をお願いします。</p>
事務局	<p>(参考人退席案内)</p>
栗山会長	<p>事務局は「航空機」の使用者側参考人の御案内をお願いします。</p>
事務局	<p>(参考人案内)</p>
栗山会長	<p>それでは、参考人の方は氏名、所属を名乗られてから、10分以内で御意見を述べてください。よろしくをお願いします。</p>
宮脇参考人	<p>川崎岐阜協同組合の専務理事の宮脇克弥と申します。よろしくをお願いします。</p> <p>今日は貴重なお時間をいただきましてありがとうございます。</p> <p>皆さん、資料をお持ちだと思いますので、それに従って説明させていただきます。</p> <p>まず、航空機の最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見につきましては、改正決定の必要性は無しと判断しています。</p> <p>補足ですが、裏面を見ていただきまして、令和7年度の地方最低賃金、これが昨年度の改定幅を大きく上回ると聞いております。少なくとも63円、最近の情報では64円という話も聞いております。この水準は、発効時点で現在の航空機の最低賃金である1,049円を15円もしくは16円上回る見通しとなっております。その結果、特定最低賃金が地域別最低賃金に埋没した形になるということになります。</p> <p>本特定最低賃金を考えますと、これは大企業だけではなく、数多ある中小企業も含めた対象となるものでありまして、後述の状況を踏まえると、最早特定最低賃金と言えるものではないのではないかと考えております。</p> <p>で、川崎岐阜協同組合、略して川協と呼んでおります</p>

が、この組合員企業の売上高は、その多くを占めるボーイング社、これがもたついております、その品質問題であったり、あと昨年2か月にも及ぶ職員のストライキがありました。その影響によって生産が停滞したことにより、コロナ禍以前の水準にはまだ至っておりません。その影響は長期に渡っております、今年度中も残る見通しであります。加えて、ボーイング社は多くの航空機部品を輸入に依存しております、そのことから、トランプ関税による部品調達費ですね、米国で組立てをします、その調達費の高騰によって、今後航空機の売れ行きへの影響や我々サプライヤーへのコストダウン要請が懸念されております。

一方、我々の努力として、価格転嫁については漸次進みつつありますが、満足できる状況にはありません、現在、我々下請企業群が適正な利益を出せる状況にはありません。本年、取適法（事務局注：令和7年5月23日改正公布により「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」に名称変更される、現「下請法」）が改正され、来年には施行されると聞いております、これによって適正な価格転嫁が今まで以上に加速されることを期待しております。

補足で、エネルギー費などの高騰、労働環境の改善にかける投資、賃金、これも増加しております、経営環境は未だ厳しい状況となっております。また人材不足も深刻でありまして、粉骨砕身して雇用条件の改善を実施しております。であります、新卒採用計画に対する充足率は30%と困窮している状況です、文面にはありませんが求職者や労働者は最低賃金や特定賃金ではなく、基準内賃金を見て働くか働かないかを判断しているのではないかと感じております。そのため、各社は相当な努力により基準内賃金を上げまして、計算上では特定最低賃金を上回る水準を達成できているところがほとんどであると、そういう状況です。

	<p>で、それだけではならず中小企業である我々は、雇用条件に柔軟性を持たせ、パート従業員や高齢者、こういった方たちを雇い事業を行っていますが、現状、そういった方には特定最低賃金ギリギリしか出せない会社もあります。</p> <p>地域別最低賃金が大幅に上がって、特定最低賃金を上回る見通しである現状、さらにそれを上回る特定最低賃金を設定することは非常に困難であると考えております。</p> <p>加えて、川協の組合員企業は一次下請が主体ですが、その裾野に二次下請といった会社もありまして、それらの会社はさらに厳しい状況が推測されます。二次下請の賃金も特定最低賃金の対象であるために、一層経営へのインパクトが大きく、そこが立ち行かなくなると、サプライチェーン全体への大きなインパクトも想定されると思っております。</p> <p>あと、組合員企業からの生の意見として、なぜ岐阜県だけが航空機を特定業種にしているのか理解出来ない、であったり、業績が好調な自動車と同等に扱われるのか、特定最低賃金を廃止し、地域別最低賃金を基準にすればよい、実質的な業績が改善してから上げるのが順序だ、職員や求職者は会社の基準内賃金が指標となるのであり、最低賃金は意識されないなどの声が上がっております。</p> <p>このような状況を理解いただき、本日御検討いただくことを切にお願い申し上げます。</p> <p>参考に、添付で川協の売上高水準であったり、総在籍者数の推移をお示ししております。</p> <p>以上です。</p>
<p>栗山会長</p>	<p>ありがとうございました。ただ今の御意見について、委員の皆様から御質問等がありましたらお願いします。</p>
<p>各委員</p>	<p>(意見なし)</p>

栗山会長	<p>ありがとうございました。 事務局は御案内をお願いします。</p>
事務局	<p>(参考人退席案内)</p>
栗山会長	<p>それでは、これをもちまして参考人意見陳述を終了いたします。</p> <p>ただ今、労使双方から提出された意見書に加え、参考人による意見陳述を行っていただきました。</p> <p>先ほど、労働者側から御意見をお聞きしまして、3業種全てに必要性有りとの御意見でした。</p> <p>次に使用者側に御意見をお聞きしたいと思いますが、まず「自動車」については必要性有り、無しの御意見はいかがでしょうか。</p>
大脇委員	<p>自動車については、岐阜県の主要産業の一つでありますので、本年度は改正決定の必要有りとして協議をさせていただきます。但し、自動車産業はEV化、自動化など自動車の構造が大きく変わる変革期にあるほか、米国との関税問題もありまして、その取り巻く環境は非常に厳しい状況にあります。また、地域別最低賃金の大幅な引上げにより、初めて特定最低賃金が地域別最低賃金を下回る状況となりました。今後もこうした状況が続くならば、特定最低賃金の在り方についても検討が必要になってくるのではないかと考えております。そのような状況を踏まえ、目先の賃上げだけにとらわれることなく、特に厳しい経済環境におかれている中小企業、小規模事業者を含めたところも持続可能なものとなるよう、労使でしっかりと現実的な議論をし、決定していきたいと考えておりますので、特にその点につきましてよろしくお願ひしたいと思ひます。</p>
栗山会長	<p>ありがとうございます。 続きまして、「電機」についてはいかがでしょうか。</p>
澤村委員	<p>電機関係については、改正の必要性無しとさせていただきます。</p>

	<p>その理由については、意見書及び本日陳述していただいた参考人の御意見を十分踏まえた結果ですが、繰り返しになる部分もありますが、一つ目は電機産業の現状を見て、取り巻く環境が厳しいというところです。意見書にもありますが、物価高によるコスト増、米国による相互関税などの不安定な海外状況、先行きが不透明になっている状況です。先ほどの意見陳述の方には、既に影響が出始めているという話もありました。また、企業として、価格転嫁や企業合併、統合のような効率化を図っているが、依然厳しい経営環境が続いているというところです。</p> <p>二つ目としては、県最賃の大幅な上昇ということがあります。県最賃は今年 64 円引上げという答申がされました。現在、電機産業は地域別最低賃金が適用されているので、64 円引き上げられることになりませんが、電機業界の状況或いは優位性という面を見ても、地域別最低賃金を上回る設定は困難と言わざるを得ないところです。</p> <p>三つ目ですが、先ほどの参考人や電機産業に携わる経営層の方とも今回の改正決定については、しっかり検討させていただいた結果ということですので、今回の改正決定の必要性は無しと回答させていただきたいと思えます。</p>
栗山会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>引き続き、「航空機」について御意見をお願いします。</p>
川本委員	<p>航空機については、参考人から現状の説明があったとおり、意見書の中に多く書かせていただいていますけれども、こういった業況、取り巻く環境、そういった業界特有の事情なども考えて、今回は改正決定の必要性無しと回答させていただきます。よろしくお願いします。</p>
栗山会長	<p>ただ今使用者側から御意見をいただきました。自動車については改正の必要性有り、電機、航空機については必要性無しと、そういった御意見と伺いました。</p> <p>3 業種のうち、全会一致となるのは自動車の 1 業種となります。</p>

	<p>特定最低賃金の改正決定の必要性に係る結審については全会一致の議決とされておりますので、結審につきましては、労使間で十分審議を尽くしたと認識できた段階で行うべきではないかと考えております。</p> <p>それで、今自動車は全会一致で必要性ありということでした。まず、電機につきまして、審議を行いたいと思いますが、ただ今労使双方から改正決定に関する意見を頂戴したところ、労働者側委員からは改正決定の必要性あり、使用者側委員からは改正決定の必要性なしという御意見で、残念ながら全会一致には至っておりません。電機につきましては改正決定の必要性なしということになりますが、労働者側から御意見よろしいでしょうか。何かありますでしょうか。</p>
<p>栗本委員</p>	<p>繰り返しになりますが、電機産業におきましては、デジタルトランスフォーメーション、DXですとか、カーボンニュートラルの達成を目指す家電の生産が推進されております。産別最低賃金業種を担っているデジタル技術者の確保に向けて、また、未組織労働者を含む電機産業に働く賃金の底支えする役割を果たしまして、事業の公正競争を確保し、雇用の安定と産業の発展に大きく寄与するものであるものと考えております。</p> <p>昨年、改正決定の必要性無しとなったところが大変残念なところであります。先ほど、人手不足でありますとか、勧誘した人材確保というテーマがありました。だからこそ、今この特定最低賃金の引上げが重要であると考えております。当該産業の労使で議論する場の設置が重要であると考えますので、つきましては、金額改正の必要性について、継続審議を要望します。</p>
<p>栗山会長</p>	<p>ただ今、労働者側委員から継続審議を求める意見が出されましたが、使用者側委員はいかがでしょうか。</p>
<p>澤村委員</p>	<p>先ほど説明させていただきました、電機産業を取り巻く状況、またこの地域別最低賃金の引上げ、そういったところからすると、そこを上回る状況、優位性というのは見</p>

	<p>られず、出来ないというところに変わりはありませんが、労働者側委員が仰られたように、産業の魅力であるとか、人材確保というところにつながる施策の検討については労使共通するところだと思います。今回の特定最低賃金の改正の必要性なしは変わりませんが、労使が産業の発展に向けた議論の場を別で公式、非公式問わず作っていくことは、労使で主体的にやっていくというところは異論がないところでありますが、金額という部分、地域別最低賃金を上回る金額を議論するという、これが改正決定の必要性の有無の判断となりますので、その部分において、そういう意味で改正決定に必要性はなしというところは変わらないところで御回答させていただきます。</p>
栗山会長	<p>労働者側委員が求めているのは継続審議ということですが、それについてはいかがでしょうか。</p>
澤村委員	<p>電機産業につきましては、先ほど申し上げましたが、産業界の方に十分御意見をいただいて判断した結果でありますので、継続審議の必要性はなく、今回の回答が最終回答とさせていただきたいと思います。必要はないと思います。</p>
栗山会長	<p>それでは、今の御発言を受けて、非公式的にとりか色々な場で協議させていただきたいけれども、この必要性の有無については、継続審議の必要性はないという御意見ですがいかがでしょうか。</p>
栗本委員	<p>今の話で行きますと、公式、非公式にかかわらず、継続的な労使関係を求め、十分な意見交換ができる場であると思っております。今回につきましては、必要性なしというところで了解させていただきたいと思います。</p>
栗山会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金につきましては、改正の必要性なしという結論になりました。</p> <p>続きまして、「航空機」について御意見をお伺いしますが、先ほど労働者側は必要性あり、使用者側は必要性なし</p>

	<p>ということでございましたが、これにつきまして、労働者側委員いかがでしょうか。</p>
村上委員	<p>航空機産業の意見については意見書の中で、及び参考人から述べさせていただいたとおりです。2025年においては、今後3%強の成長を見込まれております。変わらず人手不足というのが顕著でありまして、使用者側からも意見書や意見陳述の中で触れておりましたが、人が足りていないというのは変わらずなのかなと思っております。ただ、一方で色々意見がありました、ボーイング社の回復の基調が低調であるというところは、労働者側としてもしっかりと認識しておりますので、現状の回復状況も踏まえた上で、適正な航空機産業における特定最低賃金、そのようなところをしっかりと議論させていただければと思いますので、是非継続審議をお願いしたいと思っております。</p>
栗山会長	<p>ただ今、航空機については継続審議を求めるという労働者側の御意見でしたが、使用者側委員いかがでしょうか。</p>
川本委員	<p>村上委員の御意見は真摯に受け止めます。一方で、私も岐阜県の中で川崎重工さんの下請企業で構成する川協と議論を詰めてきております。その中で、改正決定、今回については、改正決定は見送るという結論を出させていただいておりますので、継続審議は必要なく、改正決定必要なしということにさせていただきたいと思っております。</p> <p>追加で申し上げますけど、村上委員が仰ったような継続的な労使関係での意見の交換というのはこれからも大事になってくると認識は十分しております。ですので、航空機産業の魅力を高めたり、あるいはこれからの諸課題について話し合う場を定期的に持つということは、我々としても是非ともお願いしたいところです。そこは、そういったところを含めてやっていくということは重要だと認識しております。</p>

栗山会長	ただ今、定期的な意見交換をしたいということではありませんでしたが、継続審議をする必要はないという御意見でした。労働者側委員いかがでしょうか。
村上委員	継続的にそういった関係を持たせていただくことは我々も重要であると思っておりますが、そこに含めて必要であると思っておりますので、継続審議を求める考えに変わりはありません。
栗山会長	労働者側委員としては、今日結論を出すのではなく、継続審議をお願いしたいということでしたが、使用者側委員いかがでしょうか。
川本委員	<p>私としては、十分な検討を加えた結果として申し上げておりますので、継続審議の必要はないというふうに考えております。</p> <p>ただ、特定最低賃金ですので、これは利益、収益の状況に応じてそれを固定化するつもりは全くありませんので、やはり、下請企業がきちんと収益が出せる体制が出来てくれば、当然特定最低賃金の議論がまた出来るようになってくるのではないかと、ということは思っております。</p> <p>以上です。</p>
栗山会長	はい。継続審議もちょっと賛同がいただけないようですけれども、労働者側委員いかがでしょうか。
村上委員	いや、考えに変わりはありません。確かに中小企業の収益が戻っていないというのは当然理解しています。ただ、2025年を見ても仕事量が増えてくるのは目に見えている状況です。その時点で改めて人の募集であったりとかそんなことをしても間に合わないと思っておりますし、いかなる産業でもそうですが、人を入れてすぐに戦力になるかといわれてもそうではありませんので、ある程度収益が戻っていないことは理解するところですが、その点を踏まえた上での金額の改正も含めた議論をさせていただきたいと思っておりますので、継続審議の考えに変わりはありません。

栗山会長	<p>はい。労働者側委員としては継続審議を求めたいと、今日結審するのではなく、結論を出すのではなく、もう一度審議を行ってほしいということでした。審議を尽くして結論を出すという観点から、もう一度継続審議ということは、使用者側委員いかがでしょうか。</p>
川本委員	<p>私どもの業界の意見も踏まえて意見を述べさせていただいておりますので、継続審議は必要ございません。</p>
栗山会長	<p>結論は変わらないという御意見かとは思いますが、審議を尽くすという労働者側にも最終的に納得していただいて結論を出すということは重要ではないかと思いますが、なかなか難しいでしょうか。もう一度御検討いただくことはできませんでしょうか。</p>
川本委員	<p>特定最低賃金については、労使双方のイニシアティブを發揮しながら、改正決定の必要性の有り無しは双方の合意の基にやるということが大前提になっております。</p> <p>私どもとしては、労働者側の意見は十分承知するものの、今年度については、改正決定は見送らせていただき、状況が変わりましたら、特定最低賃金についても上昇させていくという議論を否定するつもりは全くございませんので、そのところは御理解いただきたいと思います。</p>
栗山会長	<p>ただ今、労働者側から継続審議を求めるという意見に対して、使用者側としては継続審議には応じられないという御意見でした。</p> <p>そうなりますと、航空機につきましては改正の必要性なしという結論になりますが、労働者側委員いかがでしょうか。</p>
村上委員	<p>今年度については、という話があったのですが、正直なところを申しまして、ここ最近の地域別最低賃金の上げ幅を見てみますと、今回見送ったとして、次に特定最低賃金の協議を再開したときに、地域別最低賃金を上回る金額を設定する体力が中小企業にあるのかどうかというところも少し疑問に思います。そういう面では、継</p>

	<p> 続して人材を確保していく上で、その時々、その年に合った航空機の実力に応じた特定最低賃金、地域別最低賃金を上回るのは当然なのですが、という設定も必要なのかなと、それによって継続的に航空機産業が発展していくというところも見込まれますので、その点も含めて議論いただきたいと思いますし、航空機に係わることではないのですが、岐阜県は今3業種の特定最低賃金があります。電機は必要なしということになったのですが、そうすると岐阜県で特定最低賃金として残るのは自動車のみとなります。岐阜県の産業として、この状態が果たしてこれで良いのかというのは、改めて使用者側に意見をしたいと思っておりますので、それも含めて継続審議とさせていただきたいと思います。 </p>
<p>栗山会長</p>	<p> 労働者側からは継続審議をやはり求めたいという御意見でありました。 審議を尽くすという意味でも、継続審議として、今日結論を出すのではなく、もし次回も変わらないとしても、少し時間を置いてもう一度審議をするということについて、使用者側委員はなんとか御理解いただけないでしょうか。 </p>
<p>川本委員</p>	<p> 先ほどから申し上げておりますが、制度上、こちらは意を尽くして意見を出させていただいております。そこを汲んでいただきたく、継続審議の必要性は、継続審議の必要性の議論というよりは、結論として私どもは申し上げておりますので、何度も意見交換を行っても平行線をたどるだけではないかというふうに思います。必要なことだとは思いますが、最終回答として、改正決定の必要性は、今年は見送らせていただきたいと思っております。 </p>
<p>栗山会長</p>	<p> 使用者側としては最終の結論であって、もう議論は尽くされていると、そういう御認識だということでございます。もう改正の必要性なしという結論で労働者側はよろしいでしょうか。 </p>

村上委員	<p>このまま続けても議論は平行線だと思いますので、どこかで判断する必要はあるのでしょうか、我々も航空産業に携わる者の代表として、私もここに座っておりますし、先ほど述べた意見書であったり、参考人の陳述というのも切実な思いを込めた上での内容です。その点は使用者側の皆さんは理解いただいていると思っています。なので、どこまでいってもたぶん今日は平行線だろうと思っていますので、ここで確認するのか、次回のところで最終判断させていただけるのか、意見書が出て、陳述書が出た後に我々としては航空機は私が代表なのですが、委員の中でも議論が尽くせていない状態でもありますので、それを含めると、次回ではまずいのですか。</p>
栗山会長	<p>再度、今日ではなく次回という労働者側の御意見です。</p>
村上委員	<p>使用者側の意見は十分受け止めました。それを受け止めた上で次回ではだめなのですかということです。</p>
栗山会長	<p>結論を出すのは次回にさせてほしいと、そういった御意見であるかと思いますが。</p>
村上委員	<p>使用者側の考えが変わらないのも川本委員の意見で十分理解はできているのですが、それも含めて次回ではだめなのでしょうか。</p>
栗山会長	<p>使用者側の御意見はよくわかった上で、労働者側委員内部の意思統一を図るという趣旨で、今日ではなく、次回に結論を出してはいかがかと、そういったことかと思いますが、何とか御理解いただけないでしょうか。</p>
川本委員	<p>会長には申し訳ないですけれども、日程として意見書の提出期限が決められ、労働局に提出させていただいて、本日改正決定の必要性の有無について議論を尽くすと、日程上も決められていたことです。その中で、私どもも意は尽くせていないのかもしれませんが、回答をさせていただくということにさせていただいておりますので、継続審議は前提としておりませんでした。ということは御理解いただいて、具体的な色々なこれからの議論は</p>

	<p>また別途いろいろなところでやらせていただければいいのかなと思います。当然、中小企業から見た状況と大企業から見た状況とは違ってますし、そこをいかに共通認識を作っていくのかというところは、継続的に重要なところかとは思いますが。そこは継続審議という意味では非公式の場できちんとやっていくということが必要であると思います。ただ、金額議論、改正金額の議論をする改正決定の必要性についての議論は、継続審議をする必要は私どもでは思っておりません。</p>
栗山会長	<p>使用者側としては継続審議をする御意向はないということでした。</p>
栗本委員	<p>大変恐れ入りますけれども、少し休会を申し出たいと思います。改めて、今のメンバーの中で、納得するかどうかはさておき、少し意見交換をさせていただきたいと思いますので、少しお時間をいただけますでしょうか。</p>
栗山会長	<p>それでは、今労働者側から休会をして検討したいという御提案でした。使用者側いかがでしょうか。</p>
澤村委員	<p>はい、結構です。</p>
栗山会長	<p>それでは、どれくらい時間をお取りすればよろしいですか。</p>
栗本委員	<p>15分くらいいただけますか。</p>
栗山会長	<p>15分、それでは現在11時30分ですので、それでは一旦休会とさせていただいて、11時45分から再開ということにしたいと思います。</p>
	<p>(休会)</p>
栗山会長	<p>それでは審議を再開します。 では、労働者側委員から、検討の結果をよろしくお願います。</p>
村上委員	<p>お時間いただきありがとうございました。私は航空機産業の労働者の代表として出席しておりますので、そういった意味で、使用者側の意向はしっかりと受け止めさ</p>

	<p>せていただいております。その上で、関係部署への説明の時間が必要ですので、その時間をいただきたいという意味で、次回まで回答を待っていただけないかということです。</p>
栗山会長	<p>継続審議を求めるとのことですか。</p>
村上委員	<p>審議できればそれに越したことはないのですが、私も使用者側の意向を今聞きましたので、それを含め、御協力をいただいた労働関係の皆様には説明をしなければいけませんし、それで納得してもらう必要も当然あります。そう言う意味で回答を待っていただきたい、審議にこだわっているわけではなくて、回答を次回まで待っていただきたい、説明する時間をいただきたい。</p>
栗山会長	<p>使側の意見は十分に理解しましたと、それを説明する時間をいただきたいので、結論は次回にしていただけないかという趣旨でしょうか。</p>
村上委員	<p>はい。</p>
栗山会長	<p>そういった御意見ですが、使用者側委員の皆さんいかがでしょうか。</p>
川本委員	<p>なんとお答えしてよいのか困りますが、村上委員の御努力というのは日頃から私どもも感謝している次第ですが、特定最賃の審議、改正決定の必要性の有無については、この場で意見書も併せて回答するという形になっているルールだと思っています。私どもはこの日程で業界団体と密に協議をしてきたわけですから。そういう意味で、この業界団体は1社で回答しているわけではなく、航空機場合は非常に限られたメーカーが下請という形で構成されていて、そのかなりの部分を川崎岐阜協同組合が担っていて、そこで機関決定とした結論を今日申し上げると。で、双方が合意出来なければ、改正決定を見送るとというのが基本的なルールだと思っています。そのルールに則って今日回答させていただいておりますので、今</p>

	<p>日こういう結論になり大変申し訳なく思いますが、これはやはり受け止めていただきたいというのが私どもの考え方です。</p>
村上委員	<p>意図が少し伝わっていないようですので、意見を受け止めさせていただきました、結論を受け止めさせていただきましたことは先ほど申し上げております。その上で、使用者側は川協のみならず、色々なところから、全てのところから意見を集めての結果だということですが、それは労働者側も同様ですので、私一人の意見で申し上げているものではありませんし、航空機産業に携わる労働者のそれぞれの代表であったり、それぞれの企業であったり、それぞれの組合であったりというところから、十分意見を集約した上で述べてますので、そこは誤解のなきようしていただきたいと思います。その上で、審議を求めているわけではないですし、使側の意向はしっかり受け止めさせていただきましたと先ほどお伝えはしました。その上で、今回こういう回答であったというのは、私としては代表としてやはり説明をしなければならないので、その時間をいただきたいと言っているだけであって、それが次回であって何ら問題がないと思っていますし、ルール上も特に問題がないのではないかと思いますので、お時間をいただければということです。</p>
栗山会長	<p>使用者側の皆様何か付け加えることというか、今の御意見についてはございますか。</p>
川本委員	<p>継続審議ではないということですか。</p>
栗山会長	<p>そのように理解しています。</p>
川本委員	<p>継続審議でないとするればどのようなステップになるということでしょうか。</p>
栗山会長	<p>今日結論を出すのではなく、次回に結論は出すと、必要性なしの御意見が変わらなければ全会一致ではないので、必要性なしという結論になることになるかと思いま</p>

	<p>すが、それを次回にしたいと、そういう説明の時間を作っていたらいいかと、待っていただきたいということかなと理解しましたがいかがでしょうか。</p>
村上委員	<p>はい、その理解で。ただ、名目上というか、会議の内容上その継続審議という形はどうしても文字としては出ることとなりますけど、そういう意味ではないというのは先ほどから申し上げているとおりですので、今会長から発言された内容で私は良いと。</p>
川本委員	<p>今までの審議日程等のやり方のことを考えますと、どういうステップになるのか、あるいはこれからどういう展開になるのか私も理解はしておりませんが、「改正決定の必要性なし」ということは、ご理解いただけたという理解でよろしいですか。</p>
栗山会長	<p>はい、いかがでしょうか</p>
村上委員	<p>はい、使用者側の考えは理解しました。</p>
栗山会長	<p>使用者側の意見は十分理解した上で、結論を次回にしてほしいと、そういった御趣旨の提案だと思います。</p>
川本委員	<p>この場合は、結論を議論する場だと思っておりますが、そのところをどう解釈すればいいかが理解できないのですけど。</p>
栗山会長	<p>確かに審議を尽くしまして、その上で全会一致になるかどうかということではあります。これを傘下に説明する、そういった時間を欲しいと、そのために必要性なしという今日ここで決定するのではなく、次回にさせていただかないかというお願いかと思っております。</p>
栗本委員	<p>事務局の方から今後のスケジュールを聞いているのですが、3業種のうち1業種でも継続審議となった場合には、次回の異議審、9月8日に改めて審議出来るような内容という気がしているのですけれども、次回の審議の場で回答いただくということは、9月8日にその場で回答いただくというまでのお時間をいただけないかというこ</p>

	となのですが、それでも駄目でしょうか。
川本委員	当方の理解はこの場で決めると、基本は。で、この場で 去年の例を考えると、結論が出なかった事例があったもの ですから、そうなった場合の事務的な便宜として9月 8日を設定するという理解でございました。で、今回の場合 は、参考人の御意見も伺うというステップを踏んでます ので、このステップをきちんと踏んだうえでの結論を今 申し上げているということですから、去年の例とは違う のではないかと思えます。
村上委員	使側の意見は変わらないと思っていますし。それは例 え9月8日になろうと変わらないであろうと思っていま す。であるならば、説明する時間をいただくのはそんなに 無理なことを労働者側として申し上げているのでしょ うか。それを駄目といわれる理由をしっかりと教えていた だければ。
川本委員	村上委員が仰るのは、例えばの話ですけれども、本日報 道の方も来られておりますけれども、報道の方経由で伝 わるというよりは、御自分の説明を先にされたいという、 そういう理解でよろしいですか。
村上委員	それは当然ですね。報道を使って説明するというのは、 私の立場ではあり得ません。
川本委員	ただ、もともとこの日程で進めてきているわけです から、こういうことは十分想定される範囲かなと思ってい ます。
村上委員	それも含めて9月8日が設定されているという理解を しております。
栗山会長	継続審議というのは、審議が不十分であると、審議をし なければいけないというときに継続審議をするというの は理解しておりますが、労働者側は使用者側の意見は十 分に理解した、その上で、審議を求めるものではなく、説 明する時間として次回に結論を出すことにしてほしい と、そういったお願いかと思っております。

	<p>ちょっとイレギュラーなことかもしれませんが、そういったことも全く出来ないかなと思いますので、よろしければ次回に結論を出すということで、形式的には継続審議ということになるかと思いますが、そういったことはいかがでしょうか。</p>
川本委員	<p>これも委員の総意でやっておりますので、ちょっとお時間をいただけませんか。</p>
栗山会長	<p>わかりました。どれくらいお時間を取ったらよろしいですか。</p>
川本委員	<p>15分くらいで。</p>
栗山会長	<p>15分、そうすると、現在12時5分ですので12時20分、労働者側いかがですか。もう一度休会ということになりますか。</p>
栗本委員	<p>はい、承知しました。</p>
栗山会長	<p>では、12時20分に再開ということで、再度休会としたいと思います。</p>
	<p>(休会)</p>
栗山会長	<p>それでは審議を再開したいと思います。 使用者側委員の皆様、検討結果をお願いします。</p>
川本委員	<p>本日、使用者側から改正決定の必要性はなしとさせていただきたい旨は回答させていただきます。 ただ、村上委員が御説明の時間というのが、正確には理解はできませんが、御事情はお察しします。 そこで御提案ですが、答申から次回始めることということでどうでしょうか。継続審議ではありませんが、答申という形で正式に決定するところから始めていただくということであれば、時間が出るのではないかと思います。改正決定の必要性なしを今日回答させていただくのは、変わりはありません。</p>
栗山会長	<p>使用者側から今のような御提案がありましたか、いかがでしょうか。</p>

村上委員	はい。
栗山会長	よろしいですか。では、今日結論を出すのではなく、次回冒頭で結論を出して、答申に入るという趣旨ですか。
川本委員	あの、答申からやっていただけるという趣旨ですか。
栗山会長	今日結論を出してまで、という意味でしょうか。
川本委員	はい。
栗山会長	結論は今日出す。
川本委員	私どもから回答は出しました。結論というのが、結論がどこにあるのかよくわからないので、回答はさせていただきました。それは変えるつもりはありません。ただ、答申という形でやられるというのは労働局サイドの問題ですので、そこは今日でなくても私どもは構いませんという意味です。
栗山会長	今日必要性なしという回答で、意見の一致をみませんでした。航空機につきましては、改正の必要性はなしということになりました。しかし、答申は次回行うという趣旨でしょうか。
川本委員	はい。
村上委員	使用者側の必要性なしというのは出ました。で、次回に答申から入ると。私は回答を次回まで待つてほしいと先ほどお願いしました。次回私が回答した後に答申という理解でよいでしょうか。
栗山会長	回答とはどういうものでしょうか。
村上委員	「必要性なしで承知しました」というのを、「わかりました」というので、その後すぐ答申に入るという理解でいいでしょうか。
栗山会長	次回、「必要性なし」ということで労働者側は理解しました。承知しましたというか、そういうことを述べていた

	だいて答申に入る。ただ、審議は次回しないということですから、すけれどもそれはいかがですが。
川本委員	そうではなくて、会長から「必要性なしと結論しました」と宣言して、「なお答申に関しては、次回答申とします」という意味の提案です。
村上委員	その時間で説明をしていただければということですね。 使用者側の意見は理解しました。が、理解した上ですけれども、あくまで労側の回答は次回とさせていただきたいというのが労側の考えですので、当然使用者側の回答は理解しました。その上で申し上げておりますが、次回にお願いしたいというのが労働者側の答えです。
栗山会長	使用者側の必要性なしという御意見は理解をさせていただいたということで、意見の一致を見ませんので「必要性なし」ということで今日結論を出しますが、その上で答申は次回に回すと、そういう御趣旨かと思っております。
村上委員	ですから、それに対して今申し上げたのです。それは理解しています。理解していますが、労側の意見は先ほど申し上げたとおりです。ですので、今会長が仰られたのは、ここで結論を出して、次回答申から入るというのは理解しています。それは使用者側から提案があったとおりであると思っています。ただ、労働者側の答えは、使側の回答を理解した上で、回答は次回にさせてほしいと言っているのが労働者側の考えですので、そこが合っていないというところですね。私は労働者側の考えを伝えたのです。で、会長の仰っていることは理解はしました。理解している上でお願いをしているのです。
栗山会長	しかし、今日審議をもう尽くした上で、もう十分審議は尽くしたと思っておりますので、そうすると今日結論を出すということになるかと思っておりますが、答申まではしないということ。
栗本委員	なかなか、労側の趣旨が伝わりにくいかと思っておりますけれども、労側としましては、あくまでも今日が必要性なし

	<p>という回答であるならば、申し訳ありませんがここで退席とさせていただきます。</p>
栗山会長	<p>それでは十分議論は尽くしたと思いますので、結論を出したいと思います。</p>
	<p>(労働者側委員全員退席)</p>
栗山会長	<p>「航空機」につきましては、意見の一致を見ませんでしたので、「改正の必要性無し」ということで結論といたします。</p> <p>本日答申まで進みたいと思います。</p> <p>3業種結論が出ましたのでまとめますと、「自動車」につきましては改正決定の必要性あり。「電機」については、改正決定の必要性なし。「航空機」についても改正決定の必要性なしということで答申をしたいと思います。</p> <p>事務局で答申案を準備してください。</p>
	<p>(答申案作成、配布)</p>
栗山会長	<p>それでは事務局で答申案を読み上げてください。</p>
安藤 室長補佐	<p>(答申案読み上げ)</p>
栗山会長	<p>この答申案でよろしいでしょうか。</p>
各委員	<p>(意見なし)</p>
栗山会長	<p>では案文のとおり答申することとします。</p> <p>事務局で答申文を準備してください。</p>
	<p>(答申文を会長に手渡す)</p> <p>(会長と局長会場中央に進み、会長から局長に答申文を手渡す。)</p>
原田局長	<p>ただ今答申いただきましたので、それに基づいて諮問をさせていただきます。</p> <p>(改正諮問文読み上げ)</p> <p>(諮問文を局長から会長に手渡す。)</p>

栗山会長	<p>ただ今局長から特定最低賃金の改正決定についての諮問を受けましたので、最低賃金法第 25 条第 2 項の規定により、専門部会を設置して調査審議を行うこととします。なお、特定最低賃金の改正決定に係る審議会の議決については、令和 7 年度岐阜地方最低賃金審議会審議方針により、全会一致の場合には最低賃金審議会令第 6 条第 5 項の規定に基づき、専門部会の議決をもって審議会の議決とすることとしてよろしいでしょうか。</p>
各委員	<p>(意見なし)</p>
栗山会長	<p>それでは、そのように進めてまいります。 それでは、次の議題に移ります。 議題 3「その他」ですが、何か御意見等はありませんでしょうか。</p>
大脇委員	<p>最後に一言だけ。今回地域別最低賃金については全会一致ということで、公益委員の御尽力によりまして、ありがとうございました。</p> <p>私どもとしましても、地域の持続的な発展を目指した賃上げ、こういうところに取り組んでまいりたいと考えております。</p> <p>私の所属している団体、商工会は小規模な事業者が多い団体です。多くの事業者が物価高や人件費の高騰を十分に価格転嫁できず、利益が減少する中で、身を削って賃上げに取り組んでいる現状があります。</p> <p>地域の中小企業、小規模事業者は地域住民の生活と雇用を支えるセーフティーネットでもありますので、従業員の処遇改善と企業の存続、持続的発展の両立が大変重要であると考えております。最低賃金の引上げを進めていくためにも、こうした中小企業、小規模事業者の賃上げ原資の確保を支援する施策が必要と考えています。</p> <p>今回、行政へ建議していただけたということですので、是非ともお願いしたいと思います。</p> <p>あと、来年度以降も賃金アップが続くということでしたら、</p>

	<p>たら、これまで以上に事業者側の準備期間が必要となつてまいります。今後、その発効日についても審議会の中で検討していただけたらと思っておりますので、よろしくお願い致します。以上です。</p>
栗山会長	<p>よろしいでしょうか。 それではそのほかにつきまして、事務局から説明をお願い致します。</p>
中家室長	<p>事務局から予定している議題はありませんが、連絡事項があります。 本日特定最低賃金専門部会の設置が決められましたので、委員の推薦公示と意見書提出の公示を行います。期限はいずれも9月4日(木曜日)としますので、よろしくお願い致します。 次に「電機」並びに「航空機」は改正の必要性なしの結論になったことから、5月13日の第487回岐阜地方最低賃金審議会で決定しました開催日程のうち、10月1日、6日の「電機」、10月2日、7日の「航空機」の専門部会は開催されませんので御了承ください。また、9月16日開催の特定最低賃金合同専門部会の会議名称を「第1回岐阜県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会」へと変更させていただきます。 次に先ほど決定されました岐阜県最低賃金引上げに向けた支援施策等の要望に係る最低賃金法第21条に基づく建議について、次回9月8日の審議会において提案させていただきますので、よろしくお願い致します。</p>
安藤 室長補佐	<p>続きまして、先ほど答申いただきました岐阜県最低賃金の改正決定について、今後のスケジュールを申し上げます。 本日、異議申出に係る公示を行います。期限は9月5日となります。異議申出があった場合は、9月8日の審議会において審議を行います。 以上です。</p>

栗山会長	<p>ありがとうございました。 委員のほうから何かございますでしょうか。 よろしいでしょうか。 それでは、これをもちまして本日の審議会は閉会とします。次回は9月8日(月曜日)午前9時30分から開催いたします。本日はありがとうございました。</p>
------	---